

# 鹿児島労基

定価 150円(会員の購読料は会費の中に含む)

発行所 公益社団法人鹿児島県労働基準協会  
 発行者 鹿児島市新屋敷町16の16  
 編集者 電話代 099(226)3621 FAX 099(226)3622  
 URL <http://www.kakikyo.or.jp>  
 印刷所 鹿児島市上荒田町 株式会社朝日印刷

2020年(令和2年) December 12月号

## 令和2年度年末年始無災害運動について



夕景（いちき串木野市）

【写真提供者：村山 隆 氏】

### 目次 CONTENTS

さくらじま…………… 1  
 令和2年度年末年始無災害運動について…………… 2  
 「令和2年度年末年始無災害運動」図書・用品のご案内… 3  
 鹿児島県の特定（産業別）最低賃金が改正されました… 4  
 年末年始建設業一斉立入調査の実施について…………… 5  
 災害に学ぶ ～災害で学んだこと～…………… 6  
 金属アーク溶接等作業について  
 健康障害防止措置が義務付けられます…………… 7  
 令和2年度鹿児島県労働災害防止研修会のご案内…………… 7  
 長時間労働削減を始めとする働き方の見直しに向けた  
 取組に関する要請について…………… 8

派遣労働者の同一労働同一賃金について…………… 9  
 令和2年 業種別死傷災害発生状況（10月末速報版）…10  
 子の看護休暇・介護休暇が時間単位で  
 取得できるようになります！……………11  
 改正女性活躍推進法が施行されます！……………12  
 クローバーたより インフルエンザに負けんども！…13  
 ハラスメント対応特別相談窓口を開設します！……………14  
 さんぽセンター（鹿児島産業保健総合支援センター）  
 からのご案内……………15  
 令和3年1月の講習開催のご案内……………16

### さくらじま

先日、生の落語を聴く機会に恵まれた。落語家の何役も演じ分ける絶妙な語り口と流れるようなストーリーの展開、笑いを誘う落ちに新型コロナウイルスでストレスフルな心は和みリフレッシュできた。特に人間国宝の噺家の落語は、自然と笑いが会場から湧き出てきて、それに気をよくされて、人生初のアンコールをこの鹿児島島の地で演じてくれた。最後は、半年余り落語を自粛してきた噺家の発案で、全国の医療従事者に対し感謝の気持ちを込めて万雷の拍手を送った。新型コロナウイルスの恐怖と闘いながら働く多くのエッセンシャルワーカーによって私たちの命と暮らし

が守られている。これから冬に向かい新型コロナウイルス感染拡大や雇用の継続の不安が強まるのが懸念されるが、こんな時だからこそストレスに負けない強い絆の社会であってほしい。今年の6月からパワーハラスメント防止措置が法制化された。職場におけるハラスメント防止措置が義務付けられたが、家庭においても、地域においてもハラスメントはあってはならない。命どう宝、お互いの尊重と皆の知恵で行動し、新型コロナ禍を乗り越えたい。「敬天愛人」という素晴らしい精神文化が鹿児島に住む私たちの心に宿っている。明るい未来はきっとそこまで来ている。

# 令和2年度 年末年始無災害運動実施要領

中央労働災害防止協会

## 1 趣 旨

年末年始無災害運動は、働く人たちが年末年始を無事故で過ごし、明るい新年を迎えることができるよう、事業場等の取組促進を図る趣旨で、昭和46年から厚生労働省の後援のもと中央労働災害防止協会が主唱する運動で、本年で50回目を迎える。

わが国の労働災害は長期的には減少してきており、平成31年／令和元年是死亡者数が過去最少の845人となり、死傷者数も4年ぶりに減少に転じた。しかし、就業者の約7割を占め、高齢労働者や非正規雇用労働者の多い第三次産業をはじめ一部の業種では、労働災害の増加に歯止めがかかっていない。

また、令和2年はあらゆる産業が新型コロナウイルス感染症の影響を受けた。上半期の労働災害の状況を見ると、製造業、飲食店、宿泊・レジャー施設など休業や営業自粛を余儀なくされた業種で減少した一方で、食品スーパーやドラッグストアなどの小売業、感染対応の最前線である医療や社会福祉施設などの保健衛生業、日用品等の物流需要が急増した陸上貨物運送事業などでは前年同期を上回る災害件数となった。今後は、感染症対策を徹底しながら事業活動を軌道に乗せることが求められる。これまでとは異なる「新しい生活様式」の下で、労働者が生産性を高めつつ、安全かつ健康に働くことのできる職場環境・体制を早急に整備することが重要となる。

コロナ禍が広がり始めた3月以降、労働の分野では、70歳までの就業機会の確保を企業の努力義務とする高齢者雇用安定法の改正、加齢に伴う身体機能の低下などによる災害を防止する観点での職場づくりを促す「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）」の策定など、高齢労働者の急増に対応した動きが加速するとともに、「事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）」の改正など健康づくりの取り組みの充実が図られた。また、製造業における「職長」の能力向上教育カリキュラムの策定、労働施策総合推進法の改正に基づくパワーハラスメント防止対策の義務化、石綿障害予防規則の改正による解体工事等における石綿によるばく露防止対策の強化なども図られた。さらに、化学物質をめぐっても、「溶接ヒューム」が特定化学物質の管理第2類物質に追加されるなど、産業界に広く波及する規則改正も行われることとなった。いずれも、労働災害を防止する上で重要な施策であり、これからの職場の安全と健康の確保に直結する問題である。日頃の安全衛生活動や安全衛生教育の中でしっかりと周知・徹底することが望まれる。

感染症対策を講じながら迎える年末年始は、慌ただしい中での大掃除や機械設備の保守点検・再稼働等の作業が多くなるほか、積雪や凍結による転倒等の危険が増す。各事業場においては、作業前点検の実施、作業手順や交通ルールの遵守、非定常作業における安全確認の徹底、

高所作業におけるフルハーネス型墜落制止用器具の整備を含めた保護具の点検の実施、感染予防を含めた労働者の健康状態の確認などに全員で取り組むことが一層重要となる。

経営者、労働者が一丸となって安全衛生活動を推進し、災害のない職場環境を整えるためにも、一つひとつの作業を丁寧に確認し、次の作業に備えること、そして体調管理を万全にし、無理をしないことが大切である。皆で力を合わせて無事に一年を締めくくり、明るい新年を迎えられるよう、安全・健康への思いを新たにしたい。

このような状況を踏まえ、本年度の年末年始無災害運動は、「**きっちり確認 ゆっくり休息 しっかり準備 年末年始無災害**」を標語として展開することとする。

## 2 実施期間

令和2年12月1日から令和3年1月15日までとする。

## 3 運動標語

『きっちり確認 ゆっくり休息 しっかり準備 年末年始無災害』

## 4 主唱者 中央労働災害防止協会

## 5 後 援 厚生労働省

## 6 実施者 各事業場

## 7 主唱者の実施事項

- (1) 機関誌、ホームページ等を通じたの広報
- (2) 報道機関等を通じたの周知
- (3) リーフレット等の制作および配布
- (4) 小冊子、ポスター、のぼり、デジタルコンテンツ等の頒布

## 8 事業場の実施事項

- (1) 経営トップによる安全衛生方針の決意表明
- (2) リスクアセスメントおよび労働安全衛生マネジメントシステムの導入・定着
- (3) KY（危険予知）活動を活用した非定常作業における労働災害防止対策の徹底
- (4) 機械設備に係る一斉検査および作業前点検の実施
- (5) 安全保護具・労働衛生保護具、安全標識・表示等の点検と整備・更新
- (6) 転倒、墜落・転落、はさまれ・巻き込まれ災害防止や腰痛予防対策の徹底
- (7) 火気の点検、確認など火気管理の徹底
- (8) 交通労働災害防止対策の推進
- (9) 安全衛生パトロールの実施
- (10) 化学物質のリスクアセスメントの実施を含めた化学物質管理の徹底
- (11) 年末時期の大掃除等を契機とした5Sの徹底
- (12) 年始時期の作業再開時の安全確認の徹底
- (13) 過重労働をしない・させない職場環境づくり
- (14) 高齢労働者を含めた身体機能の維持向上のための健康づくり、健康的な生活習慣（睡眠、食生活、運動等）に関する健康指導などの実施
- (15) 新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ等の感染症対策の徹底
- (16) 職場のハラスメント防止につながる取り組みの推進
- (17) 自然災害等に伴う復旧・復興工事等における労働災害防止対策の推進
- (18) 安全衛生旗の掲揚および年末年始無災害運動用ポスター、のぼり等の掲示
- (19) その他安全衛生意識高揚のための活動の実施



# 鹿児島県の特定（産業別）最低賃金が改正されました。

鹿児島労働局賃金室

3つの特定(産業別)最低賃金のうち、「百貨店、総合スーパー最低賃金」を除く2つの特定(産業別)最低賃金については、令和2年8月25日に鹿児島労働局長から鹿児島地方最低賃金審議会に対して改正が諮問され、同審議会において、令和2年10月2日から10月28日にかけて計6回の審議が行われました。その結果、表のとおり、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」については3円引上げの時間額815円、「自動車(新車)小売業最低賃金」については3円引上げの時間額847円の答申があり、法定の手続きを経て、答申どおり改正することとなりました。

これにより、令和2年10月3日より発効している地域別最低賃金(鹿児島県最低賃金)【時間額793円】と併せ、令和2年度の最低賃金改正手続きはすべて終了したことになります。

改正されなかった、「百貨店、総合スーパー最低賃金」については、令和2年10月3日より鹿児島県最低賃金額793円以上の支払いが必要ですので、ご注意ください。

当局ホームページでは、最低賃金についての一覧表や時間給、日給、月給による最低賃金との比較方法など最低賃金に関する資料を掲載しておりますので、ぜひご覧ください。

地域別最低賃金			
	時間額	効力発生日	適用範囲
鹿児島県最低賃金	<b>793円</b>	<b>令和2年 10月3日</b>	鹿児島県下のすべての労働者に適用されます。 ただし、下表記載の産業に該当する場合は、各産業別最低賃金が適用されます。
特定最低賃金（産業別最低賃金）			
産業名	時間額	効力発生日	適用範囲
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業（医療用計測器製造業を除く、ただし心電計製造業は含む）	<b>815円</b>	<b>令和2年 12月27日</b>	次に掲げる者を除く（ただし、鹿児島県最低賃金は適用されます） ① 18歳未満又は65歳以上の者 ② 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ③ 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃又は片付けの業務 ロ 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、巻線、かしめ、取付け、バリ取り、かえり取り、鋳ばり取り、刻印又は選別の業務（これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。） ハ 手作業による包装、袋詰め、箱詰め、材料の送給又は取りそろえの業務
自動車（新車）小売業	<b>847円</b>	<b>令和2年 12月24日</b>	次に掲げる者を除く（ただし、鹿児島県最低賃金は適用されます） ① 18歳未満又は65歳以上の者 ② 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ③ 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
百貨店、総合スーパー	<b>793円</b>	左記の最低賃金は、令和2年度は改正がありません。 このため、 <b>令和2年10月3日から</b> <b>鹿児島県最低賃金793円以上の支払いが必要となります。</b>	

- 最低賃金は、臨時、パート、アルバイトなどすべての労働者に適用され、使用者は労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。
- 特定最低賃金（産業別最低賃金）は、県内の特定の産業の労働者と使用者に適用されます。  
地域別と産業別の両方の最低賃金が同時に適用される場合には、高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。なお、「外国人技能実習生」は、「技能習得中のもの」には該当しません。
- 最低賃金には、次の賃金は算入されません。
  - ①臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
  - ②一月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
  - ③時間外・休日・深夜労働に対する割増賃金
  - ④精皆勤手当、通勤手当、家族手当

## 《最低賃金に関するお問い合わせ先》

鹿児島労働局賃金室（電話）099-223-8278  
 鹿児島労働基準監督署（電話）099-214-9175  
 鹿屋労働基準監督署（電話）0994-43-3385

川内労働基準監督署（電話）0996-22-3225  
 加治木労働基準監督署（電話）0995-63-2035  
 名瀬労働基準監督署（電話）0997-52-0574

鹿児島労働局・労働基準監督署

<https://jsite.mhlw.go.jp/kagoshima-roudoukyoku/>

# 令和2年度 年末年始建設業一斉立入調査の実施について

鹿児島労働局監督課

鹿児島労働局は、年末年始に向けた鹿児島県内の建設業における労働災害の防止の取り組みを一層強化するため、令和2年12月1日（火）から令和3年1月31日（日）までを「年末年始建設業一斉立入調査実施期間」と位置づけて、管内の5つの労働基準監督署において、建設現場に対して一斉立入調査を実施します。

**【趣旨】**

鹿児島労働局管内の令和2年1月から10月までの休業4日以上の労働災害による死傷者数は、全産業で**1,548人（対前年同期+39人）**、建設業においては**235人（対前年同期-1人）**となっています。また、建設業の死亡者数は3人（対前年同期-1人）です。

一方、年末年始は何かと慌ただしい時期であり、作業や生活のリズムが変わりやすいことから、これまで建設業では労働災害が発生しやすい時期と言われています。

以上のような状況から、鹿児島労働局では、管下の労働基準監督署と一体となり、年末年始における建設現場の労働災害を防止し、一層の安全衛生水準の向上を図るため、建設業一斉立入調査を実施します。

**【実施期間】**

令和2年12月1日（火）～令和3年1月31日（日）

**【監督指導の重点事項】**

死亡災害のリスクが高い「**三大災害（墜落・転落災害、建設機械災害、土砂崩壊災害）**」のおそれのある現場に対して、以下のとおり災害防止措置の重点事項として監督指導を行います。

○ **墜落・転落災害の防止対策**

足場の組立て等による作業床の設置、墜落制止用器具（命綱）の使用、開口部等への囲い・手すり等の設置、足場の組立て等作業主任者の選任、スレート等の屋根上の歩み板・防網等の設置等

☞ 令和2年の**死傷者数の約3分の1**、**死亡者数のうち1人**が墜落・転落によるものです。

○ **建設機械災害の防止対策**

有資格者による運転、作業半径内の立入禁止、用途外使用の禁止、安全な運行経路の確保、運転の合図の徹底等

☞ 重機と作業員が近接作業とならないように確実な対策を講じることが必要です。

○ **土砂崩壊災害の防止対策**

掘削箇所の事前調査、法面の安全勾配の確保、上下水道工事の土止支保工の設置、地山の掘削作業主任者の選任等

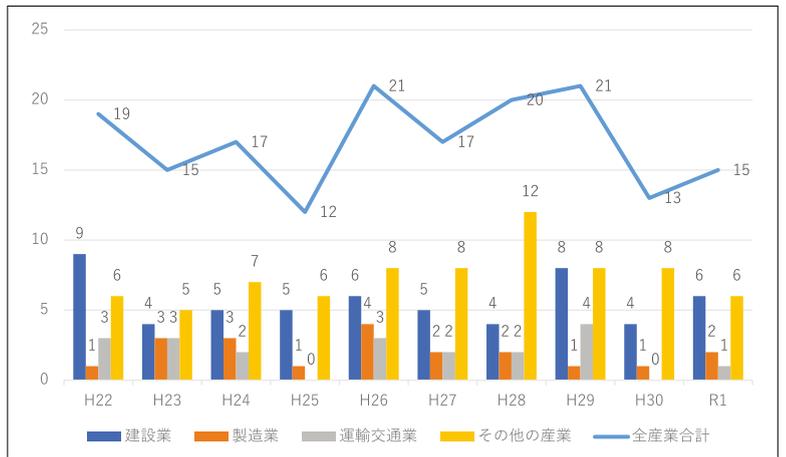
表1 令和2年 業種別死傷災害発生状況（10月末）

業 種	死傷者数	死亡者数
全産業	1,548	14
建設業	235	3
土木工事業	85	2
建築工事業	124	1
その他の建設業	26	0

グラフ1 労働災害発生状況（建設業）



グラフ2 死亡災害の推移



## 災害に学ぶ 災害で学んだこと

鹿児島労働局健康安全課

久しぶりに安全衛生業務に関わることになり、半年が経過した。

丸4年が経過していたので、いざ、携わってみると当時と変わらないこともあるが、調査・指導する上で、分かっておかなければならない変化に気付く。

そのことは、後ほど述べるとして、とりあえずこの原稿をどうしようかと考えていると、ふと、安全衛生業務を離れ、主に労災保険給付業務に関わっていた4年間のことを振り返っていた。

安全衛生の面では災害発生現場において、原因究明と同種災害の再発防止に向けた調査・指導を行うことになるが、労災保険給付の面は災害発生状況から、業務起因性・遂行性や傷病との因果関係等を調査する。

労災保険給付業務についての最初の頃は一つの災害であることに変わりがないため、あまり深く考えなかったが、実際に経験を積んでいくと大きな違いを感じた。

それは、人との関わりに関してである。

災害発生現場の調査では何が原因なのか、何が施されていなかったのか等、現場の状況を把握するため、関係者から話を訊くことが多い。

しかし、労災保険給付は請求人である被災者から、例えば、休業中はどのような治療を受けていたのか、主治医からどのような指示を受けていたか等、請求のあった給付が支給できるか否かについて訊くことが多い。場合によっては、主治医に傷病に関する意見を依頼することもある。

災害により一命は取り留めたものの頸部から下が麻痺となり、傷病年金を受給することになった方は、治療・休業・年金と一連の調査に関わり、災害に遭ったことを悔やまれ、今後が不安であること等を話されていた。

また、死亡災害のため、ご遺族への調査を実施した際は、突然の出来事であったことから、どのように生計を立てていけばよいのか考えがまとまらなると話される等、被災者やご遺族はそれぞれの立場で悩まれていることが多い。

ここで共通することは、まさか自分が災害等に巻き込まれるなんて、誰も思っていないが、得てして結構身近で起こっているということである。

現在担当している安全衛生業務では災害の原因の究明と同種災害の再発防止を主眼としたものになるが、労災保険給付業務での経験を踏まえるならば、安全は何よりも優先されるということを一層意識して調査等を実施していることである。

調査においては、設備の不備の事実だけを捉えるだけでなく、何故だろう？ どうしてだろう？ という感覚を研ぎ澄まして調査にあたり、望まない災害が発生することがないように再発防止のための指導につなげるべきである。

また、その際に理解しておかなければならないのが以下のような変化を把握しておくことの必要性である。

まず産業安全分野では、例えば、業種を限定せずすべての業種が対象となる、伐木作業等の安全対策強化のための省令の改正がなされた場合、以前は、現場で法規制の対象外で技術的指導の範疇であった作業が法規制の対象となり、問題があれば違反となってしまうこと、その他には、安全帯が墜落制止用器具に変わり、安全な使用のためのガイドラインが策定され、墜落災害を防止するための対策が強化されたことなどが挙げられる。

次に労働衛生分野では、化学物質の各省令等改正に伴う対策の強化が図られる物質が増えてきている。

化学物質はその危険性が見えづらく、分かりづらい状況にあることから、製品の安全データシートを入手すると規制の対象物質を把握することができ、それに基づき必要な対策を講ずる流れとなるが、こと設備改善を図るとなれば、多大な費用と時間を要する場合もある。

改めて、安全衛生業務を離れていた4年間の変化に戸惑うとともに、変わっている事項の把握に時間を要する日々である。

安全衛生に関する基本的事項としては、安全衛生管理体制の確立はもとより、作業主任者や就業制限業務等、作業や運転に直接関係する有資格者の円滑な養成が重要となる。

また、安全衛生教育の実施における特別教育にも注意しておきたい。

さらに、安全面で災害調査では、設備の有無、設備の有効性の良否、設備の自主検査結果の適否等も確認するが、有害物等による中毒災害での調査においては、作業環境の良否、否であった場合の改善状況の良否、健康管理の適否等の確認も行う。

安全衛生を取り巻く情勢は産業構造の変化や、作業態様の变化により、実情に合った対応を求められる時代となり、厚生労働省では各種の検証や分析調査の実施及び結果や作業別のマニュアルに係る安全衛生リーフレット等を作成して周知している。これらについては、同省のホームページに掲載しているの、是非、ご覧いただき参考となる教材等があればご活用いただきたい。

なお、監督署の調査・指導においても利用していることを申し添えておく。

最後に。

厚生労働省では令和2年3月に、高年労働者働の労働災害防止のため、働く高齢者の特性に配慮したエイジフレンドリーな職場を目指すため、事業場と労働者に求められる取組を示したガイドラインを策定した。

災害に学び、望まない災害を発生させないため、高年齢労働者の安全と健康確保も大切な事業場の取組であると意識したい。

叙勲受章のお知らせ

### 受章を心よりお慶び申し上げます

このたび、秋の叙勲で本会理事二名の方が褒章を受けられました。

御祝い申し上げますとともに、今後の一層の御活躍を祈念申し上げます。

- 黄綬褒章 本坊 修 様
- 黄綬褒章 福永 昭一 様

## 金属アーク溶接等作業について 健康障害防止措置が義務付けられます

### 溶接ヒューム、塩基性酸化マンガンに係る特定化学物質障害予防規則等の改正について

#### 追加された規制対象物質

##### 塩基性酸化マンガン、溶接ヒューム

※いずれも**管理第二類物質**（重量の1%以下の製剤その他の物を除く。）

#### 改正内容

##### ●塩基性酸化マンガン

一般則の適用により、局所排気装置の設置（特化則第5条）、作業主任者の選任（第27条等）、作業環境測定（第36条等）、特定化学物質健康診断（第39条等）などの措置を講じることが必要になる。

##### ●溶接ヒューム（第38条の21）

※**金属アーク溶接等作業**（溶接ヒュームを製造し、取り扱う作業（アーク溶接、アークを用いた溶断、ガウジング作業等））

作業主任者の選任(第27条等)、特定化学物質健康診断(第39条等)、その他必要な措置（安全衛生教育等）

##### (1) 継続して行う屋内作業場：全体換気装置等の措置(第1項)

- ①溶接ヒューム濃度測定(第2項)－換気装置の風量増加等の措置(第3項)－再度の溶接ヒューム濃度測定(第4項)
- ②測定結果による有効な呼吸用保護具の選択、使用(第6項)－一年1回フィットテスト（面体のあるもの）(第7項)
- ③測定結果等の記録の保存(第8項)、④毎日1回以上の掃除(第9項)

##### (2) 上記以外の作業場（毎回異なる屋内作業又は屋外作業場）

- ①全体換気装置等の措置（毎回異なる屋内作業のみ）
- ②有効な呼吸用保護具の選択(第5項(粉じん則との関係に留意))
- ③毎日1回以上の掃除(第9項)

#### 施行日、経過措置

##### 施行日：令和3年4月1日

ただし、**作業主任者の選任、金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場**に係る措置について、**経過措置あり**（令和4年4月1日。現に**金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場**の場合は、**令和4年3月31日までに上記①の濃度測定を行う必要**がある。）

\* 改正内容に関する通達・資料はこちら厚生労働省ホームページをご覧ください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_12725.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_12725.html)

<問い合わせ先> 鹿児島労働局健康安全課 電話 099-223-8279

## 令和2年度鹿児島県 労働災害防止研修会の開催について

(公社) 鹿児島県労働基準協会

令和2年度の労働災害防止研修会を下記により開催致します。

本県における労働災害は、いまだに多くの方が被災されており更なる災害防止の取り組みが必要です。

事業者におかれましては、令和3年度労働災害防止計画の参考となれば幸いです。

この機会に是非ご参加下さいますようご案内致します。

なお詳細な案内・申込み等は、本誌1月号に掲載の予定です。

日 時：令和3年 **2月18日（木）13：30～**

場 所：鹿児島県歴史・美術センター黎明館（鹿児島市城山町）

参加費：無料

対象者：事業所の事業者、労働安全衛生担当者、職長等 業種は問いません。

内 容：最近の安全衛生行政について、労働災害防止に関する講演等（予定）

# 長時間労働削減を始めとする働き方の見直しに向けた 取組に関する要請について

（公社）鹿児島県労働基準協会

令和2年10月27日付け鹿児島労働局長より、長時間労働削減を始めとする見直しに向けた取組に関する要請がありました。

コロナ禍ではありますが取組をお願い致します。

令和2年10月27日

公益社団法人鹿児島県労働基準協会会長  
諏訪健笹殿

## 長時間労働削減を始めとする働き方の見直しに向けた取組に関する要請書

長時間労働の削減や賃金不払残業の解消、年次有給休暇の取得促進のためには、単に法令を遵守するだけではなく、長時間労働が生じている職場においては、人員の増員や業務量の見直し、マネジメントの在り方及び企業文化や職場風土等を見直していくことが必要であり、これまでの働き方を改め、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）のとれた働き方ができる職場環境づくりを進める必要があります。

さらに、新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえた働き方も求められているところです。

また、過労死等防止対策推進法（平成26年法律第100号）において11月を「過労死等防止啓発月間」と定め、過労死等防止のための集中的な啓発を行うこととされています。

このようなことから、厚生労働省としては、長時間労働の削減を始めとする働き方の見直しに向けた取組を推進するため、昨年に引き続き、10月を「年次有給休暇取得促進期間」、11月を「過重労働解消キャンペーン」期間と定め、集中的な周知啓発等を行うこととしています。

働き方の見直しに向けた取組を進めるためには、長時間労働を前提とした労働慣行から、早く帰る労働慣行への転換を図るとともに、年次有給休暇を取得しやすい雰囲気醸成するための取組等を積極的に行っていただくことが重要です。

具体的には、経営トップによるメッセージの発信や、勤務間インターバル制度、フレックスタイム制、テレワーク、年次有給休暇の計画的付与制度、時間単位の年次有給休暇制度などの導入、ノー残業デーの設定、年次有給休暇の取得による連休の実現（プラスワン休暇）等が考えられますが、各々の企業の実情に応じた取組を着実に行っていただくことが大切です。

貴団体におかれましては、これまで、働き方改革に関する周知啓発に格別の御協力を賜ってきたところですが、改めてこの取組の趣旨を御理解いただき、傘下企業等に対する周知啓発に向けて御協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

その際、自社の働き方改革等により、下請等中小事業者に適正なコスト負担を伴わない短納期発注や発注内容の頻繁な変更などの「しわ寄せ」を生じさせることのないよう取引上必要な配慮を賜りますよう、併せてお願い申し上げます。

平成31年4月1日からは、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）による改正後の労働基準法（昭和22年法律第49号）において、時間外労働の上限規制が罰則付きで規定され、さらに、令和2年4月1日からは時間外労働の上限規制が中小企業にも適用されております。

長時間労働削減を進めるため、鹿児島労働局においては、

- ① 長時間労働の是正や賃金不払残業などの解消に向けた監督指導の強化
  - ② 休暇の取得促進を始めとした「働き方の見直し」に向けた企業への働きかけの強化
- を2つの柱として、局を挙げて取り組んでいるところです。

今後とも、長時間労働の削減を始めとする働き方の見直しへ向け、様々な取組を実施していく方針ですので、引き続き、御協力をお願い申し上げます。

鹿児島労働局長

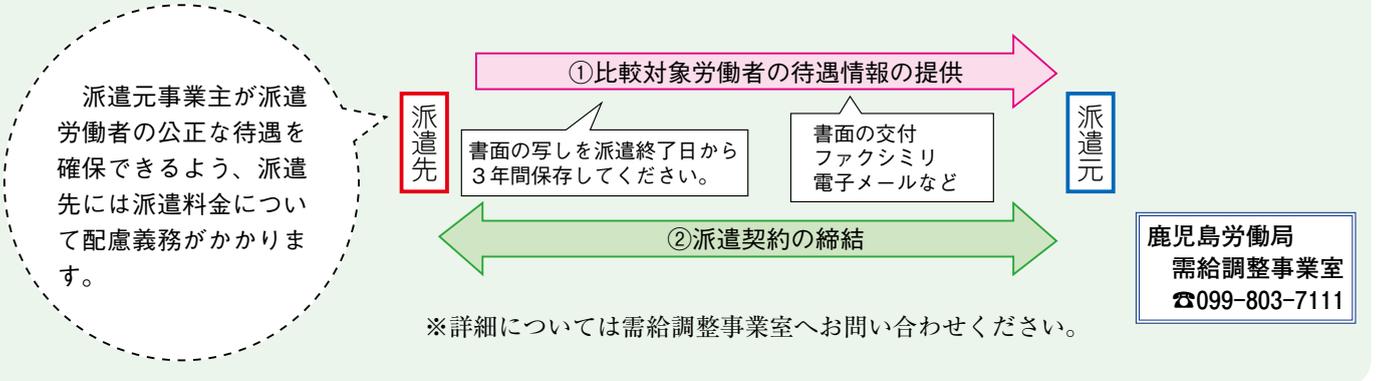
三輪宗文

## ～ 派遣労働者の同一労働同一賃金～

鹿児島労働局職業安定課

2020年4月1日から改正労働者派遣法が施行されました。

派遣元事業主は「派遣先均等・均衡方式」または「労使協定方式」のいずれかの待遇決定方式により、派遣労働者の公正な待遇を確保する必要があります。派遣先はそのことを認識した上で、労働者派遣契約を締結する前にあらかじめ派遣元に対し、比較対象労働者の待遇などに関する情報を提供しなければなりません。派遣元事業主がいずれの待遇決定方式であっても、情報提供をせずに労働者派遣契約を締結することはできません。



## 県内の雇用失業情勢について

鹿児島労働局職業安定課

【令和2年9月分】

県内有効求人倍率	1.08倍（前月と同じ水準）
全国平均有効求人倍率	1.03倍（前月比0.01P減）
県内正社員有効求人倍率	0.90倍（前年同月比0.12P減）
全国正社員有効求人倍率	0.78倍（前年同月比0.36P減）

※ 本県の雇用失業情勢は、雇用調整助成金の活用等により雇用の維持が図られていることに加え、一部では求人数の復調が見られることから、対前年比で新規求人数の減少幅が小さくなりつつあります。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響による先行きへの不透明感から、企業における雇入れの判断が慎重になっており、応募の選択肢となる有効求人数が減少することで、求職活動の長期化も懸念されるため、今後の求人・求職の動向等を引き続き注視してまいります。

## 人材確保等支援助成金 「働き方改革支援コース」

鹿児島労働局職業対策課

●働き方改革に取り組むうえで、人材を確保することが必要な中小企業が、新たに労働者を雇い入れ、一定の雇用管理改善を図る場合に助成します。

なお、働き方改革に取り組む中小企業とは、働き方改革推進支援助成金（労働時間短縮・年休促進支援コース、勤務時間インターバル導入コース）の支給を受けた中小企業のことです。

働き方改革に取り組む中小企業が、時間外労働の縮減、設備投資及び生産性向上を図ってもなお、人材の確保が必要な場合に助成します。

<助成額>

◆計画達成助成	雇い入れた労働者1人当たり	60万円
	短時間労働者1人当たり	40万円
◆目標達成助成	労働者1人当たり	15万円
	短時間労働者1人当たり	10万円

※この助成金についてのご相談は、職業対策課（☎099-219-5101）へお問い合わせください。



令和2年10月末（速報） 業種別死傷災害発生状況

鹿児島労働局

	令和2年		令和元年		増減数	
	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数
全産業	1,548	14	1,509	11	39	3
1 製造業	291	2	270	1	21	1
1 食料品製造業	166		152	1	14	-1
4 木材・木製品製造業	14		24		-10	
9 窯業土石製品製造業	15		12		3	
11～12 金属製品製造業	17	1	26		-9	1
13～15 機械機具製造業	34		14		20	
上記以外の製造業	45	1	42		3	1
2 鉱業	1	0	2	0	-1	0
3 建設業	235	3	236	4	-1	-1
1 土木工事業	85	2	94	1	-9	1
2 建築工事業	124	1	118	3	6	-2
3 その他の建設業	26		24		2	
4 運輸交通業	161	2	147	1	14	1
1 鉄道・航空機業	4		2		2	
2 道路旅客運送業	9		3		6	
3 道路貨物運送業	148	2	141	1	7	1
4 その他の運輸交通業	0		1		-1	
5 貨物取扱業	8	0	26	0	-18	0
1 陸上貨物取扱業	1		7		-6	
2 港湾運送業	7		19		-12	
6 農林業	69	2	86	3	-17	-1
1 農業	37		36	1	1	-1
2 林業	32	2	50	2	-18	
7 畜産・水産業	80	1	79	0	1	1
8 商業	204	3	217	0	-13	3
1 卸売業	28		37		-9	
2 小売業	146	3	164		-18	3
3 理美容業	4		1		3	
4 その他の商業	26		15		11	
9 金融・広告業	14	0	13	0	1	0
11 通信業	26	0	19	0	7	0
12 教育・研究業	9	0	12	0	-3	0
13 保健衛生業	253	0	213	0	40	0
1 医療保健業	108		83		25	
2 社会福祉施設	141		128		13	
3 その他の保健衛生業	4		2		2	
14 接客娯楽業	76	0	87	0	-11	0
1 旅館業	18		21		-3	
2 飲食店	30		46		-16	
3 その他の接客娯楽業	28		20		8	
上記以外の事業	121	1	102	2	19	-1
10 映画・演劇業	0		0		0	
15 清掃・と畜業	61		60	1	1	-1
16 官公署	2		1		1	
17 その他の事業	58	1	41	1	17	
陸上貨物運送事業（4-3・5-1）	149	2	148	1	1	1
第三次産業（8～17）	703	4	663	2	40	2

- ① 死傷者数は、当月末までに発生した労働災害の被災者を翌月9日締めで集計したもの。
- ② 死傷者数は、労働者死傷病報告のうち休業見込み日数が4日以上災害によるもので、死亡者を含みます。
- ③ 死亡者数は、各労働基準監督署の調査等により把握したもので、労働者死傷病報告が未提出の場合もあります。
- ④ 下段の陸上貨物運送事業（4-3・5-1）及び第三次産業（8～17）は、別計。

**令和2年度年末年始の交通事故防止運動が始まります**  
**～県民総ぐるみで交通事故防止運動を展開しましょう～**

運 動 期 間      令和2年12月10日（木）～令和3年1月10日（日）  
スロ ー ガ ン      年末年始 マナーアップで 事故防止  
運 動 の 重 点      1 早朝、夕暮れ時、夜間の交通事故防止  
                         2 飲酒運転等の危険運転の防止  
                         3 全ての座席のシートベルトとチャイルドシート、自転車利用時のヘルメット着用の徹底

主 唱   鹿児島県交通安全県民運動推進協議会

事業主の皆さまへ

# 子の看護休暇・介護休暇が 時間単位で取得できるようになります！

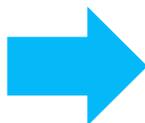
（施行は令和3年1月1日です）

育児や介護を行う労働者が子の看護休暇や介護休暇を柔軟に取得することができるよう、育児・介護休業法施行規則等が改正され、**時間単位で取得できるようになります。**

## <改正のポイント>

改正前

- ・ **半日単位**での取得が可能
- ・ 1日の所定労働時間が4時間以下の労働者は取得できない



改正後

- ・ **時間単位**での取得が可能
- ・ **全ての労働者が取得**できる

- ☞ 「時間」とは、1時間の整数倍の時間をいい、労働者からの申し出に応じ、**労働者の希望する時間数で取得できるようにしてください。**
  - ☞ 法令で求められているのは、いわゆる「中抜け」なしの時間単位休暇です。
    - ・ 法を上回る制度として、「中抜け」ありの休暇取得を認めるように配慮をお願いします。
    - ・ 既に「中抜け」ありの休暇を導入している企業が、「中抜け」なしの休暇とすることは、労働者にとって不利益な労働条件の変更になります。ご注意ください。
- (注) いわゆる「中抜け」とは、就業時間の途中から時間単位の休暇を取得し、就業時間の途中に再び戻ることを指します。

## <労使協定を締結する際の注意点>

- ☞ 子の看護休暇や介護休暇を時間単位で取得することが困難な業務がある場合は、労使協定を締結することにより、時間単位の休暇制度の対象からその業務に従事する労働者を除外することができます。困難な業務の範囲は、労使で十分に話し合ってお決めください。詳細は、ホームページをご覧ください。

(URL) <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html>



- ※ 労使協定により時間単位での休暇取得ができないこととなった労働者であっても、引き続き半日単位での休暇取得を認めるように配慮をお願いします。



鹿児島労働局雇用環境・均等室(099-223-8239)

# 改正女性活躍推進法が施行されます！

▶ 一般事業主行動計画の策定・届出義務及び自社の女性活躍に関する情報公表の義務の対象が、**令和4年4月1日から**、常時雇用する労働者数が301人以上の事業主から**101人以上の事業主に拡大**されます。**常時雇用する労働者数101人以上300人以下の事業主**は、行動計画の策定・届出及び情報公表のための準備を行ってください。

## 1 一般事業主行動計画の策定・届出

### ステップ1：自社の女性の活躍に関する状況の把握、課題分析

- ・自社の女性の活躍に関する状況を、以下の基礎項目（必ず把握すべき項目）を用いて把握してください。
- ・把握した状況から自社の課題を分析してください。

#### 【基礎項目】

- ・採用した労働者に占める女性労働者の割合（区）・男女の平均継続勤務年数の差異（区）
- ・管理職に占める女性労働者の割合
- ・労働者の各月ごとの平均残業時間数等の労働時間の状況

（注1）事業主にとって課題があると判断された事項については、選択項目（必要に応じて把握する項目（1ページの下線以外の項目））を活用し、原因の分析を深めることが有効です。

（注2）（区）の表示のある項目については、雇用管理区分ごとに把握を行う必要があります。

### ステップ2：一般事業主行動計画の策定、社内周知、外部公表

- ・ステップ1を踏まえて、**(a)計画期間**、**(b)1つ以上の数値目標**、**(c)取組内容**、**(d)取組の実施時期**を盛り込んだ一般事業主行動計画を策定してください。
- ・一般事業主行動計画を労働者に周知・外部へ公表してください。

### ステップ3：一般事業主行動計画を策定した旨の届出

- ・一般事業主行動計画を策定した旨を都道府県労働局へ届け出てください。（電子申請、郵送、持参）

### ステップ4：取組の実施、効果の測定

- ・定期的に、数値目標の達成状況や、一般事業主行動計画に基づく取組の実施状況を点検・評価してください。

## 2 女性の活躍に関する情報公表

自社の女性の活躍に関する状況について、以下の項目から**1項目以上**選択し、求職者等が簡単に閲覧できるように情報公表してください。

① 女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供	② 職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備
<ul style="list-style-type: none"> <li>・採用した労働者に占める女性労働者の割合(区)</li> <li>・男女別の採用における競争倍率(区)</li> <li>・労働者に占める女性労働者の割合(区)(派)</li> <li>・係長級にある者に占める女性労働者の割合</li> <li>・管理職に占める女性労働者の割合</li> <li>・役員に占める女性の割合</li> <li>・男女別の職種又は雇用形態の転換実績(区)(派)</li> <li>・男女別の再雇用又は中途採用の実績</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女の平均継続勤務年数の差異</li> <li>・10事業年度前及びその前後の事業年度に採用された労働者の男女別の継続雇用割合</li> <li>・男女別の育児休業取得率(区)</li> <li>・労働者の一月当たりの平均残業時間</li> <li>・労働者の一月当たりの平均残業時間(区)(派)</li> <li>・有給休暇取得率</li> <li>・有給休暇取得率(区)</li> </ul>

※「(区)」の表示のある項目は、雇用管理区分ごとに公表を行う必要があります。

※「(派)」の表示のある項目は、労働者派遣の役務の提供を受ける場合には、派遣労働者を含めて公表を行う必要があります。

お問い合わせ先



鹿児島労働局雇用環境・均等室 099-223-8239

✧ 保健師からお届けクローバーたより ✧

# インフルエンザに負けんど～！

健康 第一 クロ葉さん ♪



みんな、コロナ禍での健康管理ようがんばっちょんな。おやっとなさあ。冬到来！インフルエンザ対策も必要な時期じゃっど。

## インフルエンザの特徴

例年、12月頃から感染者が増加し、1月～2月に流行がピークになります。軽症ですむ一般的な風邪とは異なり、インフルエンザは感染力が強く、急激に症状が悪化しやすく毎年10人に1人は感染しています。また、小児はまれに急性脳症を高齢者や免疫の低下している方は二次性の肺炎を合併する等、重症化することがあります。

### 《インフルエンザと新型コロナの違い》

	感染経路	潜伏期間	感染力のピーク	主な症状				
				発熱	息切れ	咳	倦怠感	頭痛
インフルエンザ	飛沫接触	1～3日 (中央値2日)	発症後	高熱	×	◎	◎	◎
新型コロナ	飛沫接触	2～14日 (中央値5日)	発症前	平熱～高熱	◎	◎	○	○

インフルエンザと新型コロナはどちらも呼吸器感染症であり、症状もよく似ています。新型コロナは味覚・嗅覚障害といった特徴的な症状もありますが、必ずみられるわけではなく症状だけで区別することは難しいんです！感染を疑う症状があれば、保健所や医療機関へ相談を！まずは、ウイルスに負けない予防方法をしっかりと身につけましょう。



## ～インフルエンザ予防の3原則～

### 1、感染経路を断つ！

感染経路はコロナと同じ！これまで、みなさんが取り組んできた感染予防対策を今後も継続することでインフルエンザ感染予防につながります。



マスクの着用

こまめなうがい・手洗い

加湿も大事！空気が乾燥すると気道粘膜の防御機能が低下する。適度な湿度(50～60%)を保とう。



### 3、免疫力を高める！

#### 【適度な運動】

激しい運動は逆効果！翌日に疲労感を残さない程度の運動の習慣化がGOOD！

おいは、毎日30分夕食後に歩いちょっど！



#### 【バランスの良い食事】

理想は一汁三菜。冬場は体温UPも大切！鍋や具沢山の温かい汁物もオススメです。

腸では免疫細胞の70～80%が作られる！腸内環境、整っていますか？便の性状や排便リズム、おならの臭いを目安に整えよう。



### 2、予防接種を受ける！

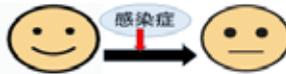
ワクチン接種は100%感染予防を可能とするものではないが、発病は60%程度予防する効果が認められています。また、最も大きな効果は「重症化」を予防すること！ワクチン接種で、他者への感染力も低下するというデータもあります。

#### 自然感染



感染後の発症リスク：高い  
重症化する危険性：高い

#### ワクチン接種後の感染



感染後の発症リスク：低い  
重症化する危険性：低い

#### 【質の良い睡眠】

十分な休養を摂ることが、免疫力を高めるために重要！

- ① 朝、起きたら15分程度の日光浴を。体内リズムが整います。
- ② 就寝前のブルーライトは×！
- ③ 夕食は2時間前までに！入浴はぬるめのお湯(38～40℃)で就寝30分前までに！

#### 【禁煙】

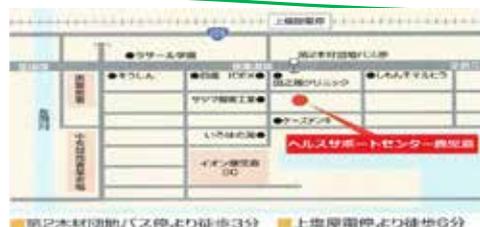
喫煙は百害あって一利なし！重症化リスクも高まります！



健康の保持・増進のお手伝いをします！！



公益社団法人 鹿児島県労働基準協会  
ヘルスサポートセンター鹿児島  
〒891-0115 鹿児島市東開町4-96



健康相談・お問い合わせはこちら 電話 099-266-2631

鹿児島労働局では、雇用環境・均等室に

# ハラスメント対応特別相談窓口を開設します！

鹿児島局開設期間：令和2年12月1日（火）

～令和3年3月31日（水）

**働く人も、企業の担当者も、ご相談ください！**

たとえば・・・

働く人

企業の担当者

上司から、長時間にわたって叱られてつらい。

上司にセクハラ相談をしたら「それくらいのことは我慢しろ」と言われた。

セクハラ

育児短時間勤務中。「あなたが早く帰るせいで、まわりは迷惑している。」と何度も言われ、つらい

パワハラ

ハラスメントの相談を受けたが、どう対応すればよいのだろう。

マタハラ

ハラスメントの防止措置って、なにをしなければならぬんだろう。パワハラも対策に含めた方がよいのだろうか？

## 鹿児島労働局 ハラスメント対応特別相談窓口

受付時間 8時30分～17時15分（閉庁時刻）

※ 時間をかけて、丁寧にご相談に対応しています。  
できるだけお早めにお電話またはご来庁ください。

電話番号 099-223-8239

住所 鹿児島市山下町13番21号  
鹿児島合同庁舎2階



相談してください！

**鹿児島労働局があなたのお力になります！**

匿名でも大丈夫 プライバシーは厳守します。

まずは相談してください！！ 相談は無料です！

# さんぽセンター（鹿児島産業保健総合支援センター）からのご案内

## 「令和2年度 自殺対策関係者研修会（被雇用者・勤め人支援）」のご案内 （鹿児島県精神保健福祉センター主催、鹿児島労働局後援）

鹿児島県精神保健福祉センターでは、被雇用者・勤め人の相談支援等に係る関係者が、それぞれの立場で支援方法等について学びを深めることにより、鹿児島県の自殺対策の推進を図ることを目的に研修会を開催しますので、是非ご参加いただきますようご案内いたします。

日 時：令和2年12月15日（火）13：30～16：15  
場 所：【集合形式】 鹿児島県精神保健福祉センター 大会議室 定員50名  
（鹿児島市小野1-1-1 ハートピアかごしま2階）

【Web形式】 県内12か所（県型保健所）

内 容：講演1「精神的な不調を抱えた人への職場でのサポートについて」  
神 蘭 太基氏（株式会社こころ機構 産業カウンセラー）  
講演2「職場におけるメンタルヘルス対策と支援について」  
江 並 智子氏（鹿児島産業保健総合支援センター メンタルヘルス対策促進員）

申込方法：下記「参加申込書」をFAXしてください。

参加会場に関しては、主催者から電話にて折り返し連絡いたします。

申込期限：令和2年12月7日（月）17時厳守

問合せ先：099-218-4755（鹿児島県精神保健福祉センター相談支援課）



## 参加申込書(FAX 099-228-9556)

事業場名	TEL
所在地	
参加者	
参加希望地区に✓を付けてください。	
<input type="checkbox"/> 伊集院 <input type="checkbox"/> 加世田 <input type="checkbox"/> 指宿 <input type="checkbox"/> 川薩 <input type="checkbox"/> 出水 <input type="checkbox"/> 始良 <input type="checkbox"/> 鹿屋 <input type="checkbox"/> 志布志 <input type="checkbox"/> 西之表 <input type="checkbox"/> 屋久島 <input type="checkbox"/> 名瀬 <input type="checkbox"/> 徳之島 <input type="checkbox"/> 鹿児島県精神保健福祉センター	

※このページをそのままFAXしてください。

## 職場におけるメンタルヘルス対策支援のご案内

さんぽセンターでは、メンタルヘルス不調の予防から、休業者の職場復帰に至るまで、職場のメンタルヘルス対策の体制づくりなどについて、事業者に対する総合的な支援を無料で行っています。（支援の一部をご紹介します。）

### ◎メンタルヘルスに関する研修の実施

労働者のメンタル不調を早期に発見して改善するための「**管理監督者向けメンタルヘルス教育（ラインケア研修）**」や、就労して間もない若年層の「**若年労働者向けメンタルヘルス教育（セルフケア研修）**」を無料で実施しています。また、**オンラインによる研修**も可能です。

### ◎「心の健康づくり計画」の策定

さんぽセンターのメンタルヘルス対策促進員の助言・指導を受けて「心の健康づくり計画」を作成・実施した場合、**助成金**（1企業または1個人事業主当たり**100,000円を1回限り**）が受けられます

詳しくはHPをご覧ください▶▶▶

鹿児島産保 検索

【問い合わせ先】



独立行政法人 労働者健康安全機構

鹿児島産業保健総合支援センター（☎099-252-8002）

令和3年1月 講習開催のご案内

鹿児島教習所実施分（鹿児島市七ツ島1-6-2）

問い合わせ・申込書取り寄せ先：本部  
TEL099-226-3621 FAX099-226-3622

鹿児島基準協会 検索

講 習 名	講 習 日	受付期間	受講料テキスト代 (消費税込)	科目免除者又は受講資格
[普通自動車運転免許証写し必要] 高 所 作 業 車 運 転	1/12～1/13	12/7～12/11	【全科目者】 会員 31,270円 一般 32,270円 【科目免除者】 会員 30,170円 一般 31,170円	【受講資格】 ・普通自動車運転免許所持者 【科目免除者】 ・移動式クレーン運転士免許所持者 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者
不 整 地 運 搬 車 運 転	1/13～1/14	12/7～12/11	会員 35,100円 一般 36,100円	【受講資格】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 ・車両系建設機械運転（整地等又は解体用）技能講習修了者
技 能 講 習	【全科目者】 1/18～1/22	12/14～12/18	【全科目者】 会員 66,430円 一般 67,430円	【科目免除者】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 ・不整地運搬車運転技能講習修了者 ・小型車両系（整地等）運転特別教育修了者
	【科目免除者】 1/18～1/19		【科目免除者】 会員 36,730円 一般 37,730円	
玉 掛 け	1/25～1/27	12/21～12/25	【全科目者】 会員 22,470円 一般 23,470円 【科目免除者】 会員 20,270円 一般 21,270円	【科目免除者】 ・クレーン・デリック運転士、 移動式クレーン運転士、揚貨 装置運転士免許所持者 ・床上操作式クレーン運転技能 講習修了者 ・小型移動式クレーン運転技能 講習修了者
特定化学物質及び四アル キル鉛等作業主任者	1/28～1/29	12/21～12/25	会員 13,080円 一般 14,080円	
[普通自動車運転免許証写し必要] フォークリフト運転	【全科目者】 2/1～2/5	1/4～1/8	【全科目者】 会員 31,450円 一般 32,450円	【受講資格】 ・普通自動車運転免許所持者
	【科目免除者】 2/1～2/2		【科目免除者】 会員 20,450円 一般 21,450円	【科目免除者】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 (キャタピラー車限定を除く)
石綿作業主任者	2/4～2/5	1/4～1/8	会員 13,080円 一般 14,080円	
特 別 教 育	研削といしの取替え等 (自由研削用)	1/15	12/7～12/11	会員 11,220円 一般 12,320円
	アーク溶接等	1/19～1/21	12/14～12/18	会員 18,700円 一般 22,000円
	クレーン運転	2/1～2/2	1/4～1/8	会員 17,080円 一般 20,380円
そ の 他	安全管理者選任時研修	1/26～1/27	12/21～12/25	会員 17,050円 一般 21,450円

- 〈備考〉 1 申込者多数の場合、受付期間内でも締め切り又は、講習科目によっては日程を延長し実施する場合があります。  
2 詳細につきましては、ホームページをご覧ください。案内書をお取り寄せください。  
3 新型コロナウイルス感染拡大等の状況によりましては、急遽、中止又は延期する場合があります。予めご了承下さい。

安全衛生教育促進運動が始まります

実施期間 令和2年12月1日～令和3年4月30日

主 唱 中央労働災害防止協会

「正しい知識で 職場を安全・健康に！」

～年度初めに向けて安全衛生教育等を計画的に着実に実施しましょう～